

日本口腔ケア学会認定制度

目的

口腔ケアの知識、技術の普及、質の向上を通じて国民の福祉のために貢献することを目的とする。

1. 認定は各職域別に実施する。各々の知識、能力の程度により 5 級から 1 級
ならび指導者とする。但し、一般においても 5 級の受験は可能とする。
2. 認定においては公平、平等を期すため学会単独でなく、特定非営利活動法
人日本医学歯学情報機構に委託して、学会よりは適正数の試験委員を出し、
同法人の委員とともに審査に加わる。
3. 認定受験者は、日本口腔ケア学会会員とする。
4. 日本口腔ケア学会においては、学術委員会が認定の細則作成ならびに実施
を担当する。
5. 各等級における認定の目安
 - 5 級：口腔ケアに関する初歩的な用語、手技の知識があることを試験にお
いて認定する。（筆記試験）
 - 4 級：口腔ケアの疾患別、症状別の一般的知識を有する者を認定する。
（筆記試験）
 - 3 級：日本口腔ケア学会会員歴 3 年以上、ならび口腔ケアについての実施
症例 30 例以上の報告書を受験資格として、各々の職域において所
属する部門の口腔ケアリーダーとしてふさわしい知識を有する者を
認定する。試験内容には各々の職能における口腔ケア実施範囲につ
いての知識を含む。（書類審査、筆記試験）
 - 2 級：日本口腔ケア学会会員歴 5 年以上として、同学会発表、論文各々を
有することを受験資格とする。3 級の資格を有しない場合のみ 50 例
症例の実施症例の報告書を提出する。口腔ケア分野における一般的
知識の他に最新の知見ならび口腔ケアに関連した医学、歯科医学、
看護学、法令など幅広い知識を有する者、各施設において職域を越
えた管理者としての能力を有する者。（書類審査、筆記試験、口頭
試問）
 - 1 級：日本口腔ケア学会の会員歴 10 年以上、同学会ならび関連での学会発
表 5 回以上、論文 5 編以上でかつ 2 級合格者を受験資格とする。（但

し、2008年3月30日までは2級合格を受験資格条件より免除する。）
口腔ケア学の発展に寄与したと認められる業績と今後この分野の発展
への貢献を行いうる優れた人物を認定する。（書類審査、口頭試問）

口腔ケア指導者：2級以上の合格者で口腔ケア指導の実績を有する者（但
し、2008年3月30日までは口腔ケア学会（含研究会）15年以上で
学会が適格として認めた者）を受験資格とする。各職域における口
腔ケア指導者として適正と認める者を認定する。（書類審査、口頭試
問）

6. 試験委員は学術委員会が決定して日本医学歯学情報機構に推薦する。同機
構で選定した試験委員とともに問題の作製、校閲等を担当する。

附則：

1. 本認定制度の実施と平行して日本口腔ケア学会ならび日本医学歯学情
報機構は、病院および各医療施設において、口腔ケア認定者の配置を
促進するための活動を行い、我が国の口腔ケアの向上に努める。
2. 関連学会とは、医学・歯学・薬学・看護学・栄養学など口腔ケアと関
係が密な学会をいう。
3. 認定における申請用紙（履歴書、業績集、症例報告書等）は別に定め
る。
4. 検定料は当分の間、5級・4級は1万円、3級2万円、2級2万5千円、
1級ならび口腔ケア指導者は3万円とし、登録料（5年間）を含むもの
とする。
5. 試験は当分の間、学会の開催にあわせ年1回とするが学会研修会など
に合わせて必要に応じて特別実施も可能とする。
6. 大学院等において、口腔ケア指導者資格を有する者が専門的かつ集中
的に高度な教育等を実施した場合、申請により学会から指定教育機関
の認定を得ることが出来るものとし、この場合、2級までの受験資格
を与える場合がある。

日本口腔ケア学会

平成17年9月3日施行